

# 株式会社で10月末まで に行うべき登記

制度調査部  
堀内勇世

## 【要約】

5月から新しい会社法が施行されている。

これに伴い、株式会社では、10月末までに一定の登記が必要とされる場合が存在する。

ここではその概要を提示する。

## 1. 要、再確認！

今年5月1日から、新しい会社法が施行された。

**この会社法の施行に伴い、施行前から存在する株式会社においても、後掲するような事項につき、自発的に登記（の申請）をすることが必要となる場合がある。**

ただし、時間的な猶予が設けられており、施行の日から6ヶ月以内、つまり**10月31日まで**とされている（注1）。

それゆえ、株式会社にあっては、再度確認しておくべきものと思われる。

なお、**法務省**は、登記が期限までに行われるように、「**会社法の施行日から6か月以内に登記の申請をしていただく必要があるものについてご注意ください。**」という書面を、10月10日に法務省のホームページに掲載している（注2）。

（注1）10月31日までに、他の理由で登記を行うときにはそれと同時に**行うもの**とされている。

（注2）<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji125.pdf> 参照。

## 2. 再確認事項

法務省の公表書面「会社法の施行日から6か月以内に登記の申請をしていただく必要があるものについてご注意ください。」によれば、次のようになる。

注意が必要な場合（例）	注意点	法務省の公表書面上の項目
会社法の施行時、「委員会等設置会社」であった場合	会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称を登記しなければならない。	(3) 委員会等設置会社である株式会社
会社法の施行時、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社であった場合など	監査役会設置会社である旨、社外監査役についてその旨、会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称を登記しなければならない。	(2) 「商法特例法上の大会社(委員会等設置会社を除く)又は「みなし大会社」
会社法の施行時、資本金1億円以下かつ負債総額200億円以下の会社でありながら、会社法上の公開会社に該当した場合 <sup>(注3)</sup>	監査役退任及び就任による変更の登記をしなければならない。 左記のような会社においては、監査役監査の範囲を限定することができない(会社法389条)ため、従来の監査役は会社法施行日をもって任期満了により退任することになっていたため、上記の登記が必要となった。	(5) 会社法施行の際現に「商法特例法上の小会社」である会社
会社法の施行時、現に発行している新株予約権に、消却事由の定めがあった場合	その新株予約権についての取得事由等の変更の登記をしなければならない。 会社法では、左記のような新株予約権は、取得条項付新株予約権とみなされることから、上記の変更の登記が必要となった。	(4) 消却事由の定めがある新株予約権であって、整備法の施行の際に現に発行している株式会社
株式の買受けまたは消却に関する条項が付された種類株式発行を可能とする定款規定が存在した場合	ア) 発行する各種類の株式の内容の登記、イ) 発行済株式の総数とその種類及び種類ごとの数の登記、ウ) 当該株式が新株予約権の対象である場合は新株予約権の登記の変更の登記をしなければならない。	(1) 株式の買受けまたは消却に関する定款の定め等がある場合の株式会社

(注3) 公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のこと(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のこと。